

(平成22年3月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 25 件 |
| 厚生年金関係 | 25 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 16 件 |
| 厚生年金関係 | 16 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年11月18日から40年9月18日まで

A社に勤務していた間の厚生年金保険について、脱退手当金を受給していることになっているが、私は脱退手当金を受け取った覚えはない。退職の際に会社からの説明も無く、自分で社会保険事務所（当時）に手続に行ったことも無いので納得できない。当該期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前のB社における被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、2回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金の支給決定日（昭和41年2月8日）以前である40年11月26日に国民年金に任意加入し、同年12月以降の27年間にわたり国民年金保険料を完納しており、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月1日から同年7月31日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年7月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月1日から45年1月1日まで

厚生年金保険の記録によると、申立期間の記録は無いが、当該期間は公共職業安定所の紹介で入ったA社で働いていた。経理補助ということとで代表取締役の妻の横で仕事をしていたことを覚えており、保険料も天引きされていたと思うので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和43年4月1日から同年7月31日までの期間について、雇用保険の記録から、申立人は当該期間にA社で勤務していたことが認められる。

また、A社の代表取締役の妻及び同社の当時の社会保険事務担当者は、「当時、試用期間は設けておらず、入社後すぐに社会保険の加入手続を行っていた。雇用保険と厚生年金保険は一体で加入させていた。」旨を供述している。

さらに、同僚の1人は、「私は、1年も勤務しなかったが、入社後すぐに社会保険に加入した。」と供述している。

加えて、複数の同僚に係る雇用保険の記録を調査したところ、雇用保険の被保険者期間は厚生年金保険の被保険者期間と一致していることが確

認できる。

これらを総合的に判断すると申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人と同期入社である複数の同僚の被保険者記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の後継会社の事業主は、当時の資料等が無いため不明としているが、当該期間のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらず、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合は、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から申立人に係る被保険者資格の得喪に係る社会保険事務所への届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和43年4月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和43年7月31日から45年1月1日までの期間について、申立人が挙げた同僚は、「申立人の名前は、覚えているが在籍期間までは分からない。申立人は、短期間で辞めた人だったのではないかと思う。」と供述しており、また、上記のとおり、複数の者が「雇用保険のみの加入はなかった。」と供述しているところ、申立人は当該期間において雇用保険に加入していない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間当時、駐留軍A基地B部隊に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められることから、同事業所における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和25年7月1日)及び資格取得日(同年11月1日)の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年7月1日から同年11月1日まで

私は、駐留軍A基地B部隊の施設に、昭和23年3月25日から48年6月30日まで継続して勤務した。途中で退職していないのに、オンライン記録では申立期間の記録が無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人は、駐留軍A基地B部隊において昭和24年4月1日に厚生年金保険の資格を取得し、25年7月1日に資格を喪失後、同年11月1日に同部隊において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

一方、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)では、駐留軍A基地B部隊における資格喪失日は昭和25年7月1日と記載されているものの、同日後の同年11月1日及び26年2月1日の標準報酬月額の改定が記録されており、当該改定記録が取り消されていることが確認できるが、当該取消処理を行う合理的な理由は見当たらず、上記の2度にわたる標準報酬月額の改定の記録を前提にすると、事業主が申立人の資格喪失日を25年7月1日と届け出たとは考え難い。

また、独立行政法人C機構が保管する駐留軍労務者登録票から、申立人は駐留軍A基地の施設に申立期間に継続して勤務したことが確認できる。

さらに、申立人が同じ事業所に勤務していたとする同僚は、申立期間に

において駐留軍A基地B部隊における厚生年金保険の被保険者となっている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人に係る厚生年金保険の記録管理が適切であったとは認められず、申立人は、申立期間においても継続して厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台帳の取消前の記録により8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成8年4月から同年8月までは41万円、同年9月から同年11月までは32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成8年4月10日から同年12月21日まで
私は、A社に平成8年4月から勤務し、当時の給与は1か月38万円ぐらいであった。社会保険事務所より手紙が送られ、初めて標準報酬月額が24万円に引き下げられていることが分かった。実際の給与に見合った保険料を控除されていたと思う。調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年4月から同年8月までの期間については41万円、同年9月から同年11月までの期間については32万円と記録されていた。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成9年2月28日）の後の同年3月12日付けで、申立人を含む14名の標準報酬月額に係る記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間の標準報酬月額が24万円に減額訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正する処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所当初届け出た平成8年4月から同年8月までは41万円、同年9月から同年11月までは32万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和41年2月4日に、資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月4日から同年4月1日まで

私は、昭和27年6月14日にA社に入社し、43年11月1日に退職するまで、転勤はあったものの、継続して同社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録では、同社B支店に勤務した41年2月4日から同年4月1日までの記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された人事記録及び申立人が保持していた退職金支給計算書から判断すると、申立人が申立期間において、同社に継続して勤務し（昭和41年2月4日に同社C支店から同社B支店に異動、同年4月1日に同社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行していたか否かについては、事業主は、申立期間当時の資料が無いため確認することがで

きず不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 41 年 2 月及び同年 3 月の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 11 月 1 日から 32 年 8 月 1 日まで
② 昭和 34 年 8 月 1 日から 36 年 6 月 25 日まで

自分の年金の加入記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給された記録になっていることを初めて知った。

社会保険事務所（当時）の職員に、私は脱退手当金を受け取っていないと言ったところ、支給しているはずだということであった。私は脱退手当金を受給した記憶はないので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 年 6 か月後の昭和 37 年 12 月 19 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、20 か月と長期間である当該被保険者期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である 2 回の被保険者期間は、同一番号で管理されているにもかかわらず支給されていない期間が存在することは、事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和42年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月21日から同年2月21日まで

私は、昭和33年4月1日にA社に入社し、50年6月30日まで継続して勤務した。同社本社から同社B工場に転勤した時の42年1月21日から同年2月21日までの1か月間が被保険者期間となっていないのは納得がいかないため、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人がA社に継続して勤務し（昭和42年1月21日に同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和42年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事業が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月16日から22年6月4日まで
平成21年9月に社会保険事務所(当時)で、厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社での加入期間が脱退手当金として支給されているとの回答を得た。私は、同社を退職後、脱退手当金の請求も受給もした覚えが無い。

申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が、厚生年金保険被保険者証を再交付する場合、脱退手当金の支給期間があれば、厚生年金保険被保険者証に、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」表示の記載をする取扱いになっていたところ、申立人の保管する再交付された厚生年金保険被保険者証には、「脱」表示の記載が無く、当該被保険者証を再交付した社会保険事務所で、上記通知と異なる取扱いが行われていたと認めるに足りる事情も無い。

また、申立人のA社の厚生年金保険被保険者台帳には「昭和21年4月16日資格取得、同年6月13日資格喪失、資格期間2か月」と記載されているが、これは、オンライン記録と相違しており、不自然な記録である。

さらに、脱退手当金が支給されたとするA社を退職後、申立人は、4か所の事業所で厚生年金保険の被保険者となっているが、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、すべて同社で払い出された記号番号で管理されており、申立人は申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認識していたことがうかがわれ、申立人が脱退手当金を受給する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和22年2月26日に、資格喪失日に係る記録を同年11月25日に訂正し、同年2月から同年5月までの標準報酬月額は270円、同年6月から同年10月までの標準報酬月額は300円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年2月26日から同年11月25日まで

私は、昭和22年2月26日にA社に入社し、同年11月24日に退職するまで自動車運輸部で運送用トラックの点検、修理等を行っていた。会社から健康保険証ももらっていたと記憶しているので、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人に係る工員台帳において、申立人が昭和22年2月26日に本工員として採用され、同年11月24日に解職されていることが確認できることから、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

また、B社では、「A社では本工員(正社員)として採用されている従業員は常用的雇用関係にあるため、本工員である以上は例外無く全員を厚生年金保険に加入させていた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額は、A社の工員台帳に記載されている申立人の賃金日額から判断すると、昭和22年2月から同年5月までは

270 円、同年 6 月から同年 10 月までは 300 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 22 年 2 月から同年 10 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格の取得日に係る記録を昭和31年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から同年5月1日まで
私は、昭和26年4月から52年まで、A社に継続して勤務していた。
ねんきん特別便を見ると、31年4月1日から同年5月1日までの期間が厚生年金保険被保険者期間になっていないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（社会保険の適用上、昭和31年4月1日に同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和31年5月のA社B工場における社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における厚生年金保険被保険者の資格取得日の記録を昭和44年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月21日から同年9月1日まで

私は、昭和35年1月にA社に入社し、経理業務に従事した。昭和44年5月21日付けでB営業所から本社へ転勤となり、以後定年を迎える平成8年12月21日まで本社へ在籍したが、空白期間が生じているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事カード、A社健康保険組合台帳照会記録、給料明細書及び雇用保険被保険者記録から、申立人が同社に継続して勤務し（昭和44年5月21日に同社B営業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和44年9月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、厚生年金保険被保険者資格取得届により、事業主が昭和44年9月1日を申立人の資格取得日として届け出たことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年5月から同年8月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和42年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、46年9月8日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間に係るA社（現在は、B社）C事業所の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年6月及び同年7月は1万8,000円、同年8月から43年7月までは2万2,000円、同年8月から44年7月までは2万8,000円、同年8月から45年7月までは3万3,000円、同年8月から46年1月までは3万円、同年2月から同年7月までは3万9,000円、同年8月は4万5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年6月1日から46年9月8日まで

厚生年金保険加入期間について照会したところ、A社C事業所に勤務していた昭和40年3月25日から46年9月8日までの期間のうち、42年6月1日から46年9月8日の期間が無い。私は、申立期間も同事業所に継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された人事台帳、同僚2名の証言及び申立人が所持していた在籍証明書から、申立人は、申立期間においてA社C事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人と同姓同名で生年月日が一致し、厚生年金保険の資格取得日が昭和42年6月1日、資格喪失日が46年9月8日と記載されている基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者の記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の記録は、申立人の厚生年金保険被

保険者の記録であり、事業主は、申立人がA社C事業所において昭和42年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、46年9月8日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記のA社C事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、昭和42年6月及び同年7月は1万8,000円、同年8月から43年7月までは2万2,000円、同年8月から44年7月までは2万8,000円、同年8月から45年7月までは3万3,000円、同年8月から46年1月までは3万円、同年2月から同年7月までは3万9,000円、同年8月は4万5,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を11万円に訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月1日から47年7月1日まで
私がA社（現在は、C社）に勤務していた期間の標準報酬月額を調査したところ、昭和46年11月から47年6月までの社会保険庁（当時）の標準報酬月額（10万4,000円）は、同じ期間の厚生年金基金の標準報酬月額（11万円）よりも低くなっているため、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和46年5月の「厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改定する法律」（昭和46年法律第72号）の施行に伴い、同年11月から標準報酬月額の最高等級等が引き上げられたことを受けて、当該措置に該当する者については、社会保険事務所（当時）が把握する報酬月額に基づいて標準報酬月額の改定を職権で行い、その改定後の標準報酬月額を事業主に通知するとされている。申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、同年10月における標準報酬月額は10万円となっていたが、同年11月から47年6月までの間は10万4,000円と記録されており、46年11月の職権による改定が行われていたことを確認できる。

しかし、B基金が管理している厚生年金基金の加入員台帳では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当該改定に伴い、11万円に改定されていることが確認できる。

また、昭和46年11月からの標準報酬月額の改定は、同年10月における標準報酬の基礎となった報酬月額をもとに決定されることになるが、申立人の当該報酬月額は、申立人と業務内容及び勤務形態が同一であった同

僚の給与明細書から判断すると、10万7,000円以上（申立期間において、11万円の標準報酬月額に該当する報酬月額は、10万7,000円以上11万4,000円未満である）であったことが認められる上、B基金では、厚生年金保険及び当該厚生年金基金の届出様式は複写式であったと回答しており、社会保険庁と当該厚生年金基金の記録が相違することは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所は、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額（11万円）に係る改定を誤って行ったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を11万円と訂正する必要がある。

第1 委員会の結論

事業主は、A社において申立人が昭和21年12月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、28年7月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和21年12月から22年5月までは330円、同年6月から23年7月までは600円、同年8月から24年4月までは3,300円、同年5月から27年7月までは6,000円、同年8月から28年6月までは7,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年12月1日から28年7月1日まで

私は、昭和21年12月にA社に就職し、28年6月末に次の会社に就職が決まったので退職した。

ねんきん特別便にA社に勤務していた期間の記録が記載されていなかった。社会保険事務所に調査してもらったら、資格喪失日の記載が無いとの回答だったので、資格喪失日についての調査をして申立期間を厚生年金保険被保険者期間として記録訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格取得日は昭和21年12月1日と記載されているものの、資格喪失日についての記載は無い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳にも資格喪失日の記載は確認できないとともに、「照会調査せるも喪失年月日が不明」「32.9.16 認定」の記載が確認でき、現在に至るまで資格喪失に係る日付について記録されておらず、社会保険事務所において申立人に係る年金記録が適正に管理されていたとは考え難い。

さらに、申立人は、A社を退職した経緯について「B社への転職が決まったので、昭和28年6月30日にA社を退職した。」と説明しており、この事実経過の説明は、具体性があり、かつ、B社において同年7月1日に資格取得の届出がなされていることとも符合し、信憑性^{びよう}も認められることから、申立人は、同年6月30日までA社に勤務していたことが認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人が昭和21年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、28年7月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該被保険者記録及び同僚の記録から、昭和21年12月から22年5月までは330円、同年6月から23年7月までは600円、同年8月から24年4月までは3,300円、同年5月から27年7月までは6,000円、同年8月から28年6月までは7,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和19年11月1日に、資格喪失日に係る記録を20年8月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を40円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年11月1日から20年8月25日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の記録を照会したところ、A社における申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落していた。実際は、昭和18年10月1日に同社B工場の要員として同社に入社し、養成工として、申立期間も間違い無く勤務していた。

申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社養成科の同窓会名簿に記載のある複数の同僚の供述により、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様にA社B工場の要員として同社に入社し、養成工であったとする複数の同僚は、同社B工場において厚生年金保険の被保険者となっている。

さらに、上述の同窓会名簿に記載されているほとんどの同僚は、A社B工場において厚生年金保険の被保険者となっている。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場における複数の同僚の申立期間に係る社会保険事務所の記録から40円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所における事業が廃止されており、事業主に確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和19年11月から20年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成4年12月から5年9月までは32万円、同年10月から6年9月までは30万円、同年10月から同年12月までは28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月1日から7年1月31日まで
オンライン記録では、A社で勤務していた期間のうち、平成4年12月から6年12月までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年12月から5年9月までは32万円、同年10月から6年9月までは30万円、同年10月から同年12月までは28万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（7年1月31日）の後の同年2月6日付けで、11万円に訂正されている上、申立人と同様に9名の被保険者についても標準報酬月額が訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような事務処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成4年12月から5年9月までは32万円、同年10月から6年9月までは30万円、同年10月から同年12月までは28万円と訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

A社B支所の事業主は、申立人が昭和21年11月30日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、330円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和21年8月1日から同年11月30日まで

私は、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社B支所で昭和21年8月1日に資格を喪失している旨の回答をもらった。同社には1年近く勤めており、解散する時まで在籍していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社B支所における資格喪失日は昭和21年8月1日となっている。

一方、申立人の挙げた同僚は、「私は、設計の仕事をしていたが、現場に行くこともあり、現場監督であった申立人のことは、よく知っている。私も申立人もA社B支所が解散するまで勤務していた。」と供述していることから申立人が申立期間に同社同支所に勤務していたことが認められる。

また、申立人の被保険者番号をA社B支所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認したところ、申立人と苗字が異なっている上、資格取得日は昭和21年1月10日と記載されているものの、資格喪失日の記載は無い。

さらに、上記被保険者名簿には、申立人について、昭和21年8月1日に標準報酬月額の改定及び同年10月1日に同定時決定の記載がされていることが確認でき、この標準報酬月額の改定の記録を前提とすると、事業

主が、同年 8 月 1 日に資格を喪失した旨の届出をしたとは考え難い。

加えて、上記被保険者名簿には、資格喪失日の記載が無い被保険者が多数みられるところ、オンライン記録において当該多数の被保険者の資格喪失日は昭和 21 年 11 月 30 日となっている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 21 年 11 月 30 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、330 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、昭和 57 年 11 月 21 日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 57 年 4 月から同年 6 月までは 24 万円、同年 7 月から同年 10 月までは 32 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 30 日から同年 11 月 21 日まで

私は、A社に昭和 51 年 4 月に入社し、同社が 57 年 11 月に倒産するまで、正社員として設計の仕事を担当していたが、厚生年金保険の記録は同年 4 月 30 日までとなっている。雇用保険被保険者記録も同年 11 月 20 日に離職したこととなっており、勤務していたことは間違いないので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できるが、オンライン記録では、昭和 57 年 4 月 30 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日は昭和 57 年 4 月 30 日と記載されているものの、当該資格喪失した旨の処理は同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（昭和 57 年 11 月 21 日）の後の同年 12 月 27 日付けで行われている上、同日に同年 7 月の随時改定の記録が取り消されていることが確認できる。

また、当該被保険者名簿において、申立人を除く 6 名についても申立人と同様に、昭和 57 年 12 月 27 日付けで同年 11 月 21 日以前にさかのぼって資格を喪失する旨の処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 57 年 4 月 30 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である同年 11 月 21 日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該処理前の社会保険事務所（当時）の記録から昭和 57 年 4 月から同年 6 月までは 24 万円、同年 7 月から同年 10 月までは 32 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和46年11月22日から47年11月22日までの期間について、事業主は、申立人が46年11月22日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和46年11月から47年7月までは4万8,000円、同年8月から同年10月までは6万4,000円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和47年11月22日から48年8月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は申立人が主張する金額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を6万4,000円と訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年11月22日から47年11月22日まで
② 昭和47年11月22日から48年8月1日まで

私は、昭和46年11月22日にA社に入社し、現在まで継続して勤務している。しかし、オンライン記録では47年11月22日が資格取得日となっており、実際に入社した日と1年相違している。労働者名簿や雇用保険の記録等から申立期間に同社に勤務していたことが証明できるので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②の標準報酬月額については、健康保険組合の記録と相違があるので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された労働者名簿及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録では、申立人のA社における被保険者資格取得日

は、昭和 47 年 11 月 22 日、申立期間②に係る標準報酬月額が 4 万 8,000 円と記録されている。

しかしながら、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の資格取得日はオンライン記録と同一日が押印されているものの、資格取得日より前の昭和 47 年 8 月 1 日に標準報酬月額を 4 万 8,000 円から 6 万 4,000 円に改定する旨の記録が確認でき、この標準報酬月額の改定の記録を前提とすると、事業主が、同年 11 月 22 日に資格を取得した旨の届出をしたとは考え難い。

さらに、A社が加入していたB健康保険組合が保管する被保険者台帳には、申立人の資格取得日は、昭和 46 年 11 月 22 日、申立期間②に係る標準報酬月額は 6 万 4,000 円であることが確認できる。

これらのことから、A社から資格取得届が提出された時に、健康保険厚生年金保険被保険者原票に資格取得の年を「46」と押印すべきところを「47」と誤って押印し、その結果、オンライン入力時に申立期間②に係る標準報酬月額を資格取得時の標準報酬月額である 4 万 8,000 円と誤って入力してしまったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間①について、事業主は、申立人が昭和 46 年 11 月 22 日に資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、昭和 46 年 11 月から 47 年 7 月までは 4 万 8,000 円、同年 8 月から同年 10 月までは 6 万 4,000 円とすることが妥当である。

また、申立期間②について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は申立人が主張する金額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を 6 万 4,000 円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和33年12月16日から35年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を33年12月16日に、資格喪失日に係る記録を35年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和35年5月1日から同年10月1日までについて、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を3万6,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年12月16日から35年5月1日まで
② 昭和35年5月1日から同年10月1日まで

私は、夫の死亡に伴い遺族厚生年金を受給しているが、夫は、昭和28年7月にA社に入社して以来、42年2月に退職するまで継続して同社で勤務しており、厚生年金保険の加入期間に申立期間①のような空白期間が生じるはずは無いので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②について、標準報酬月額について照会したところ、給与の支給額と相違しているので訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、在職証明書、雇用保険、年末手当支給明細書及び

賃金台帳の記録から、申立人がA社に継続して勤務し（昭和33年12月16日に同社B事業所から同社本社、35年5月1日に同社本社から同社C事業所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社の当該期間に係る賃金台帳の保険料控除額から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されることとなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②について、オンライン記録においては、申立人の標準報酬月額は1万8,000円と記録されているが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立人の当該期間に係る標準報酬月額は3万6,000円と記載されていることが確認できる。

また、A社の賃金台帳から昭和35年5月の支給額は、標準報酬月額3万6,000円に相当する金額であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を3万6,000円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月1日から9年2月28日まで
オンライン記録では、私がA社に勤務していた平成8年11月1日から9年2月28日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が10万4,000円となっている。社会保険事務所の職員の説明では、標準報酬月額の引下げが行われているのは、私が同社を退職した後の9年6月19日とのことで、この時、私は既にB社で勤務している。標準報酬月額が引き下げられていたことについて、A社の事業主からの説明も無く知らなかった。当該期間についての標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、24万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(平成9年2月28日)の後の同年6月19日付けで、さかのぼって10万4,000円に減額訂正されている上、申立人と同様に13名の被保険者についても標準報酬月額の訂正がされていることが確認できるが、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た24万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和39年5月1日に、資格喪失日に係る記録を41年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月1日から41年2月1日まで

私は、昭和29年12月1日にA社に入社し、在職中は各支社に転勤を繰り返しながら62年8月28日に定年退職するまで、継続して勤務していた。

私の年金記録を確認したら、昭和39年5月1日から41年2月1日までのA社B支社に在籍していた期間が被保険者期間となっていなかった。申立期間も同社に継続して勤務し、厚生年金保険料も控除されていたので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の在籍証明書、辞令及び同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和39年5月1日に同社C支社から同社B支社、41年2月1日に同社B支社から同社D支社に異動）申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年4月のA社C支社における社会保険事務所（当時）の記録及び申立人の前任者の同社B支社における記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したと思われるとしているが、これを確認できる関

連資料及び周辺事情は無い。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年5月から41年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月21日から4年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を38万円に訂正することが必要である。

また、申立人の平成4年10月1日から5年1月20日までの期間に係る標準報酬月額については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月21日から5年1月20日まで
A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。確定申告書等の証明資料があるので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年10月21日において申立人が主張する38万円と記録されていたところ、4年3月3日付けで、資格取得時にさかのぼって9万8,000円に引き下げられ、同標準報酬月額は資格喪失日まで継続していることが確認できる。

また、A社に勤務していた複数の同僚についても、平成4年3月3日付けで、標準報酬月額の記録がさかのぼって引き下げられていることが確認

できる。

さらに、申立人から提出のあった平成3年分の確定申告書の社会保険料控除額は、3年10月から同年12月の期間においては、訂正後の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料よりも高額な保険料が控除されていることが確認できるとともに、申立人から併せて提出された4年9月から同年12月までの給与振込預金通帳の写しによると、当該期間の給与振込額は、訂正前の標準報酬月額に相当する給与額から当該標準報酬月額に基づく社会保険料額を除いた金額とほぼ近い金額であることが確認できる。

加えて、A社から、「平成4年4月決算においては、当社は大幅な赤字で、当時の決算書から経営不振だったことが分かる。」との回答を得ており、当時、同社では厚生年金保険料の納付に苦慮していたことがうかがえる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成4年3月3日付けで行われた標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正処理は事実^{じじつ}に即したものと考^{かんが}え難^{がた}く、社会保険事務所が行った当該事務処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該事務処理の結果として記録されている申立人の3年10月から4年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た38万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該事務処理を行った以降の最初の定時決定（平成4年10月1日）において申立人の標準報酬月額が9万8,000円と記録されているところ、当該処理については、上記の訂正処理と直接的な関係がうかがわれる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立期間のうち、平成4年10月1日から5年1月20日までの期間について、申立人から提出された当該期間に係る給与振込預金通帳の写しによって確認できる給与振込額は、申立人の主張する標準報酬月額（38万円）から当該標準報酬月額に基づく社会保険料額を除いた金額とほぼ近い金額であることが確認できる。

さらに、当該期間に係る給与振込額は、それ以前の期間に係る給与振込額とほぼ同額である事が確認できる。

加えて、申立人と同様に標準報酬月額がさかのぼって減額され、その後も減額された標準報酬月額で記録されている同僚から提出された平成5年分の所得税の確定申告書によると、当該同僚は、5年1月から同年12月までの期間について、減額前の標準報酬月額を超える標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人がA社において昭和29年8月4日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、30年9月5日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和29年8月から30年7月までは7,000円、同年8月は9,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年8月4日から30年9月5日まで

昭和30年前後、A社に入社した。入社試験は筆記試験だった。従業員数も100名を超えており、工場であったことから厚生年金保険に加入していないとは思えない。よく調査をして、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、申立人と同姓同名で生まれた日付が相違している者が昭和29年8月4日に被保険者資格を取得し、30年9月5日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、申立人は当時の同僚の氏名を記憶しており、当該同僚の氏名がA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できることから、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

さらに、申立人はA社には同姓同名の者は存在しなかったと述べており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票においても、上記未統合の記録のほか、申立人と同姓同名の者は見当たらない。

加えて、申立人は、自身には生年月日が相違する複数の被保険者記録が

存在していたと述べていることから、上記の記録は申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、申立人が昭和 29 年 8 月 4 日に被保険者資格を取得し、30 年 9 月 5 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者記録から、昭和 29 年 8 月から 30 年 7 月までは 7,000 円、同年 8 月は 9,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月1日から4年12月16日まで
オンライン記録では、A社に勤務した期間のうち、平成2年11月1日から4年12月16日までの期間の標準報酬月額が53万円から9万8,000円に引き下げられている。

給与明細書は無いが、当時の給与は68万円ぐらいだったので、申立期間の標準報酬月額を適正な金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する53万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年12月16日）の後の同年12月25日付けで、さかのぼって9万8,000円に減額訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、申立人は、常務取締役であったとしており、閉鎖登記簿謄本で申立人が申立期間においてA社の取締役であったことが確認できるが、同社の役員、総務担当者及び複数の社員は、申立人は機械設計の担当であり社会保険の手続には関与していない旨供述していることから、申立人が当該処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 8 月 5 日から 42 年 7 月 1 日まで

② 昭和 42 年 12 月 11 日から 43 年 12 月 21 日まで

社会保険事務所 (当時) で、妻の年金記録を確認したところ、申立期間はいずれも脱退手当金を支給済みとの回答であったが、申立期間当時は、脱退手当金給付制度のことは知らず、また、脱退手当金を支給されたとする時期は、出産後間もないころで、A の社会保険事務所に脱退手当金を受け取りに行くことができないはずであり、納得がいかないので調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 44 年 4 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の夫から聴取しても、申立人は生前に、受給したとは言っていなかったと述べるほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 9 月から 60 年 2 月 1 日まで
② 平成 4 年 4 月 5 日から 5 年 9 月 1 日まで
③ 平成 12 年 4 月から同年 11 月 1 日まで

申立期間①はA社（現在は、B社が営業権を取得）、申立期間③はD社で正社員として働いていた。また、申立期間②は、パートタイマーではあったが社会保険に加入できるというのでC社に就職したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の詳細な記憶から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の夫が勤務していた事業所が保管している社会保険被保険者台帳及び健康保険被扶養者届の控えから、当該期間当時、申立人が夫の健康保険の被扶養者であったことが確認できる。

さらに、B社は当時の人事記録等の資料は残っていないと回答しており、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は資格取得日順に記入されているが、整理番号に欠番が無い上、申立人の氏名は見当たらず、このほか、申立人の保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人の詳細な記憶から、期間は特定できないものの、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかし、C社は「申立人を社会保険に加入させた形跡は無い。」と回答している。

また、申立人が居住している市の記録では、申立人は平成 4 年 8 月 21

日から5年9月2日まで国民健康保険に加入している上、4年10月から5年8月までの期間が国民年金保険料の申請免除期間となっている。

このほか、申立人の保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人の詳細な記憶から、期間は特定できないものの、申立人がD社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が居住している市の記録では、申立人は平成12年3月11日から13年4月5日まで国民健康保険に加入しており、その加入理由は「社会保険の離脱」となっている。

また、D社は当時の人事記録等の資料は残っていないと回答しており、このほか、申立人の保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年5月15日から同年7月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和53年7月1日から54年9月26日までの期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年5月15日から同年7月1日まで
② 昭和53年7月1日から54年9月26日まで
厚生年金保険の記録では、A社で昭和53年7月1日に資格を取得し、標準報酬月額が13万4,000円となっている。しかし、実際は、同年5月15日ごろ入社した。給与については、手取り25万円であったので、標準報酬月額は約30万円程度になると思う。調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人及び同僚の証言から、申立人が当該期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により照会し、回答があった複数の同僚は、同社における入社日と資格取得日が一致していないところ、「私は、試用期間は1か月だったと思う。試用期間の長さは、社長や専務が決めていた。申立人は工場長候補として入社したと思う。」「私は、2か月の試用期間があり、その期間は厚生年金保険に加入できなかった。」旨を証言している。

また、申立人のA社における雇用保険の資格取得日は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の資格取得日と

ほぼ一致していることが確認できる。

さらに、申立人が挙げた複数の同僚及び当時の事業主からは、証言を得ることができなかった。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は当該期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から当該期間についてA社の全被保険者に係る標準報酬月額を調査したところ、事業主のみが32万円であり、従業員については20万円を超える者がいない上、同社の元従業員から、申立人の前任者の工場長として名前の挙がった者の標準報酬月額は、申立人と同水準であることが確認できる。

また、A社は、当時の賃金台帳や源泉徴収簿などを保存しておらず、申立人も当時の給与明細書等を保持していないため、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがえる関連資料等はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 4 月 1 日から同年 5 月 15 日まで
② 昭和 20 年 7 月 1 日から 21 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険加入期間について照会したところ、昭和 20 年 4 月 1 日から同年 5 月 15 日までの期間及び同年 7 月 1 日から 21 年 4 月 1 日までの期間については、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所（当時）からもらった。

しかし、私はA大空襲で罹災（りさい）し、B市の実家に戻り申立期間にC社に勤務していた。申立期間のうち、昭和 20 年 7 月から同年 8 月までの期間は軍務に服したが、同年 8 月末には同社に復職しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②において、C社に勤務していたと述べている。

しかし、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録のある同僚は死亡や所在不明のため、供述を得ることができない上、同社は既に解散しており、人事記録等の関連資料を得ることもできないことから、申立人の同社における勤務実態を確認することができない。

また、C社に係る上記被保険者名簿及び厚生年金保険手帳記号番号払出簿によると、申立人の資格取得日は、昭和 20 年 5 月 15 日と記載されており、同日付けで多数の者が資格を取得していることが確認できる上、申立人は、21 年 4 月 1 日に再度被保険者資格を取得しているところ、同日において多数の者が資格を取得していることが確認できる。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立人の資格取得日

は昭和 20 年 5 月 15 日、資格喪失日は同年 7 月 1 日と記載されており、上記被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿の記録と一致していることが確認できる。

なお、申立期間②のうち、昭和 20 年 7 月から同年 8 月までの期間について、申立人は陸軍に召集されていた期間であったと述べているが、B 県の援護恩給主管課及び厚生労働省社会・援護局業務課から、旧陸軍人事等関係資料、将校名簿及び一部の内地軍属に係る名簿等には申立人の名前は確認できないとの回答であった。

このほか、申立人の勤務実態及び保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月1日から31年8月1日まで

私は、A社（現在は、B社）に勤務していた厚生年金保険加入期間について、脱退手当金が支給されたことになっている。脱退手当金は受給していないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の資格喪失日の前後3年程度で脱退手当金の支給要件を満たす者の支給状況について、オンライン記録により確認したところ、申立人を除く10名に支給記録があり、このうち脱退手当金の支給決定日が確認できる7名全員が厚生年金保険資格喪失日の3か月以内に支給決定がなされていることや、申立期間の脱退手当金が支給された当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、退職者本人の委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がされているとともに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定に必要な標準報酬月額等や支給金額が記載されている上、申立期間の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和31年10月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 3 月から 29 年 3 月 13 日まで
② 昭和 31 年 5 月から同年 7 月 19 日まで

申立期間①は、昭和 28 年 3 月 29 日に集団就職で A 社にプレス工として 2 年半くらい勤めていた。申立期間②は、31 年 5 月ごろ B 社にプレス関係の仕事で勤め、入社してから 3 か月間くらいは臨時工だったが、その後正社員になった。間違いなく勤めていたので、申立期間について厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が A 社に同時期に入社したとする同僚の証言から、申立人が当該期間において、同社に勤務していたことは認められる。

しかし、A 社に同時期に入社したとして申立人が名前を記憶している 2 人の同僚の同社における厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、申立人と同日の昭和 29 年 3 月 13 日となっている。

また、上記の同僚のうち、連絡先の判明した 1 名は「申立期間①当時、厚生年金保険料が控除されていたかどうか記憶していない。」旨を述べており、A 社は既に解散していることから、人事記録等の関連資料を得ることもできない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及び A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の資格取得日はオンライン記録と一致している。

申立期間②については、申立人は B 社で勤務していたと述べている。

しかし、B 社には、申立人に係る人事記録等関係資料が保管されてい

ない上、申立人の当該期間に係る雇用保険の加入記録も無い。

また、申立人は当該期間当時「臨時工だった。」と述べているところ、当該期間当時のB社の総務担当者は、「工員の採用について、当時同社は入社してから2か月間の試用期間を設けており、試用期間中の臨時工には厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言している上、同社において申立人と仕事内容が同じと認められる複数の同僚は、「入社日から相当期間は試用期間があり、試用期間中は厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

さらに、当該期間当時、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、整理番号に欠番は無く、申立人の資格取得日は、申立人の厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録と一致しており、記載内容に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人が当該申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していることから、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和26年11月ごろから30年4月ごろまで
年金記録を確認したら、昭和26年11月ごろから30年4月ごろまでC市のA社に勤務していたはずなのに、その間の厚生年金保険の記録が無かった。時期は定かでないが社名が途中でB社に変わったことも記憶している。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が、昭和26年11月1日から28年11月1日までの期間においてはA社、同年11月1日から30年7月1日までの期間においてはB社において厚生年金保険に加入していたことが確認できる。

しかし、申立人の厚生年金保険被保険者台帳において、昭和30年10月に上記の被保険者期間に係る脱退手当金を受給していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことは確認できるが、申立期間に係る脱退手当金を受給していることから、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 12 月 31 日から 60 年 5 月 31 日まで
私が A 社の代表取締役社長であった申立期間当時、売上代金の銀行振込分が社会保険事務所（当時）に差し押さえられており、当該差押えをもって、申立期間の厚生年金保険料は納付しているはずだ。給与から保険料の控除もされていた。昭和 59 年の決算書（昭和 59 年分確定申告控え）を提出するので、申立期間について調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元社員 3 人の証言から判断すると、申立人が、申立期間に A 社の代表取締役として在籍していたことが確認できる。

しかし、A 社は、昭和 59 年 12 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている。

また、申立人が提出した昭和 59 年決算書（昭和 59 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで）は、申立期間に係るものではないことから、同社が申立期間に係る厚生年金保険料を社会保険事務所に納付したこと、及び申立人の給与から保険料が控除されていたことを確認できない。

さらに、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人を含む 7 人が昭和 59 年 12 月 31 日に資格喪失をしていることが確認できる上、7 人の健康保険被保険者証は 60 年 2 月 25 日に社会保険事務所に返納していることが確認できる。

加えて、上記の複数の元社員は、「申立期間当時は、A 社の経営はかなり苦しかった。」と述べている上、そのうちの 1 人は、「同社を退職するころは給与の遅配があった。給与明細書はもらえなかったが、給与の全額は支給されなかったため、厚生年金保険料は控除されていなかった

と思う。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがえる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 21 日から 41 年 8 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）の記録によると、A社B工場に勤務していた期間の厚生年金保険について、脱退手当金が支給されていることを平成 9 年 1 月の基礎年金番号の導入の際に初めて知った。昭和 45 年 12 月に支給されたことになっているが、12 月は毎年新年の準備をしているので、脱退手当金の受給手続をすることはしない。

調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、旧姓から新姓に変更されている上、備考欄には「45. 9. *氏名変更」との記載があることから、このころに氏名変更の処理が行われたと考えられるとともに、申立期間の脱退手当金が昭和 45 年 12 月 28 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、上記に加え、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年10月ごろから33年4月ごろまで

A社に勤務していた時期に、上司に紹介され、1年から1年半ぐらいの期間の契約でB市内にあったレストランのC店舗に勤務することになった。レストランの正確な名称や、具体的な所在地について思い出せないが、ボーイをしていた時に、ウェイトレスをしていた妻と知り合ったので、勤務していたことは間違いない。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻及び申立人の記憶から、期間は特定できないものの、申立人がC店舗に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人及び申立人の妻は、C店舗の正式名、具体的な所在地、同僚及び上司の氏名等を記憶していないことから、申立期間に係る勤務実態及び保険料控除に関する証言を得ることができない。

また、申立期間当時、B市において、C店舗及び類似する名称の同業同種店舗は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

さらに、申立期間当時、B市内にあったC店舗と類似する名称の店舗に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により在籍が確認できる従業員に照会したところ、複数の者の回答から、申立てに係る事業所には該当しないことが確認できる。

このほか、申立人の勤務実態及び保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 1 月 1 日から同年 2 月 10 日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答があった。

私は、昭和 17 年 4 月 1 日から 20 年 2 月 10 日ごろまでA社に勤務していたが、厚生年金保険の記録は、同年 1 月 1 日までとなっている。

しかし、志願兵としてB隊への入隊通知書が来たのが昭和 20 年 2 月 6 日だったことを覚えており、当時の戦時状況からして、入隊通知前に会社を辞めることは許されないことであり、申立期間の厚生年金保険の記録は間違っているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと述べている。

しかし、申立人が勤務していたとするA社は既に解散しており、当時の資料は保存されておらず、また、同僚も死亡又は連絡先不明のため供述を得られないことから、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

また、A社C製造所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の被保険者資格喪失日は昭和 20 年 1 月 1 日と記載されており、記載内容に不自然さは無く、オンライン記録とも一致している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 8 月 ごろから同年 9 月 4 日まで
② 昭和 61 年 11 月 5 日から 62 年 3 月 25 日まで
昭和 61 年 8 月 ごろから A 社に入社し、不動産取引の営業をしていた。
年金の記録では、昭和 61 年 9 月 4 日から同年 11 月 5 日までの記録しかないが、申立期間も勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間①及び②に A 社に勤務していたと主張している。

しかし、申立人の A 社における雇用保険の加入記録は厚生年金保険の記録とほぼ一致している上、事業主及び同僚から申立人の勤務実態についての証言を得られない。

また、A 社の申立期間当時の社会保険の事務担当者によると、「同社が最初に厚生年金保険の適用事業所になった昭和 61 年 8 月 1 日時点では、申立人はまだ、同社に入社していなかった。」と供述している。

さらに、申立人は「私と同時に男性 4 名、女性 1 名が採用された。」と供述しているが、A 社でそれに近い人数が被保険者資格を取得しているのは昭和 61 年 9 月 4 日であることが確認できる。

加えて、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月 21 日から同年 11 月 1 日まで
A社の厚生年金保険の加入記録が昭和 50 年 7 月 1 日から 53 年 6 月 21 日までとなっているが、同社には同年 10 月 31 日まで勤務したので、申立期間を被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 53 年 10 月 31 日までA社に勤務していたと主張しているが、複数の同僚に聴取しても、申立人が申立期間において勤務していたとする証言を得ることができなかった。

また、申立人は、A社を昭和 53 年 10 月末に退職してB社には同年 11 月中旬ごろから勤めたと主張しているが、申立人をA社の在籍時から知っているとするB社の代表者は、申立人が同社に入社したのは53年11月ごろであったが、A社を辞めてすぐにB社に入社したわけではないと思うと証言している。

さらに、雇用保険の記録では、申立人のA社での離職日は、昭和 53 年 6 月 20 日となっているところ、オンライン記録における同社での資格喪失日も同年 6 月 21 日となっており、喪失記録は一致している上、雇用保険の記録には「離職票交付済み、給付番号、通算不可・支給」と記載されており、このことについて、公共職業安定所は、申立期間に失業保険を受給していた可能性が高いと考えられると回答している。

加えて、申立人は、申立期間の保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等を保管しておらず、事業主及び同僚からも申立期間の保険料控除に関する証言は得られないことから、申立期間の保険料控除に関して確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 21 日から 39 年 9 月 30 日まで
私は、昭和 35 年 3 月 21 日にA社に入社し、同社が倒産する 39 年 9 月 30 日まで勤務したが、その期間の厚生年金保険被保険者記録が無い
ため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社における仕事の内容や同僚等について、鮮明に記憶していることや、数人の同僚から、申立人の話を裏付ける証言が得られたことから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人及び同僚が「申立人と同日に入社した。」としている2名の同僚もA社において厚生年金保険の被保険者となっていない。

また、オンライン記録により、A社は昭和 35 年 5 月 1 日に適用事業所でなくなっており、申立期間のうち、同日より後の期間は適用事業所でないことが確認できる。

さらに、A社が適用事業所でなくなった昭和 35 年 5 月 1 日に資格を喪失し、その後も同社に勤務していたとする複数の同僚から聴取したものの、同日より後の期間における保険料の控除については不明であるとの供述であった。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 1 日から 37 年 2 月 1 日まで
私は、昭和 36 年 10 月 1 日から 37 年 1 月末まで、A社で正社員として勤務した。当時、健康保険被保険者証をもらっていたので、厚生年金保険にも加入していると思っていたが、その間の厚生年金保険の記録が無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の回答から、申立人が申立期間についてA社に勤務していたことは認められる。

しかし、事業主は、「当時は小さな個人事務所だったため、事業所はB国民健康保険組合にのみ加入し、厚生年金保険には加入していなかった。」と回答しており、オンラインの記録において、申立期間当時、A社は厚生年金保険の適用事業所となっていなかったことが確認できる。

また、A社の代表者のオンライン記録を確認したところ、申立人の申立期間においては国民年金に加入し、保険料を納付していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 3 月 1 日から 7 年 1 月 26 日まで
オンライン記録では、A社に勤務していた平成 2 年 10 月 26 日から 7 年 1 月 26 日までの期間のうち、6 年 3 月から同年 12 月までの標準報酬月額が 7 年 2 月 2 日付けで、さかのぼって 53 万円から 20 万円に減額訂正されている。当該訂正が行われた当時、会社が任意整理することになり、滞納保険料のことで社会保険事務所（当時）に相談に行ったが、標準報酬月額を訂正する届出は行っていない。調査の上、標準報酬月額の訂正をしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、53 万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 7 年 1 月 26 日の後の同年 2 月 2 日付けで、さかのぼって 20 万円に訂正されていることが確認できる。

しかし、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、標準報酬月額の減額訂正処理が行われた当時、同社の取締役になっていることが確認できる。

また、申立人は「私は経理担当であった。代表取締役から会社の経理（社会保険の手続を含む）を一任されており、代表取締役は経理には一切かかわらなかった。」と述べているところ、申立人の直属の部下だった者も、「申立期間当時、会社が任意整理となり、申立人は代表取締役に代わって資金繰りをしていた。」と証言している。

さらに、申立人は、標準報酬月額の減額訂正が行われたころに会社が任意整理となり、100 万円ほどの保険料を滞納しており、そのことで、社会保険事務所に相談に行ったと述べている。これらのことから、申立人は、

社会保険事務の担当取締役として当該減額訂正処理に関与していたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務の担当取締役である申立人が、自らの記録訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。